

新座市私道等寄附採納基準

(昭和59年3月24日告示第58号)

(令和元年告示第277号・題名改称)

旧題名「新座市私道寄附採納基準」

(目的)

第1条 この告示は、私道、後退用地及び隅切り用地（以下「私道等」という。）を寄附により採納する場合の要件及び手続に関する基準を定めることを目的とする。

(私道の採納要件)

第2条 私道の採納は、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

- (1) 起点及び終点が幅員1.8メートル以上の国道、県道若しくは市道のいずれかに接続し、通り抜けできるもの又は公共施設に接続しているものであること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域に存するものであること。
- (3) 道路の幅員が、4.8メートル（平成15年4月1日前に築造された道路にあっては、4メートル）以上であること。
- (4) 路面を市が定める基準により舗装し、排水施設（L形側溝又はU形側溝に限る。）を完備しているものであること。
- (5) 平面交差又は屈曲部分については、一辺が2メートル以上となる隅切りを設けているものであること。
- (6) 排水施設等が道路を横断する場合には、当該排水施設等が暗きょブロック等による構造であるものとし、交通に十分耐えられるものであること。
- (7) 道路の占用物件その他の附属物が、交通及び道路管理に支障のないものであること。
- (8) 他の敷地との境界が明確で所有権の移転が速やかにできるものであること。
- (9) 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないものであること。
- (10) 全て無償であること。

2 前項の規定にかかわらず、道路の採納が公共性の見地から特に市長が必要と認めるものについては、採納することができるものとする。

(後退用地等の採納要件等)

第3条 後退用地及び当該後退用地の確保に伴い必要となった隅切り用地（以下この条において「後退用地等」という。）の採納は、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

- (1) 幅員が1.8メートル以上4.8メートル未満の市道の中心から2メートル以上後退したとき、又は当該市道を含め4メートル以上一方後退したときの当該市道と建築主等が所有する敷地との境界線から後退した部分までの用地であること。
- (2) 前条第1項第7号から第10号までに掲げる要件に該当するものであること。
- (3) 隅切り用地の一辺が、原則として2メートル以上であること。

2 前条第2項の規定は、後退用地等について準用する。

3 第1項に規定する要件に該当する後退用地等のうち、寄附が困難なものであって、市長が特に必要と認めるものは、無償使用することができるものとする。

(隅切り用地の採納要件等)

第4条 隅切り用地の採納は、前条第1項第2号及び第3号に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、隅切り用地について準用する。

3 第1項に規定する要件に該当する隅切り用地のうち、寄附が困難なものであって、市長が特に必要と認めるものは、無償使用することができるものとする。

(事前相談)

第5条 私道等を寄附しようとする者（次項及び次条において「寄附希望者」という。）は、次条の規定による寄附手続をしようとするときは、あらかじめ新座市私道等寄附申込事前相談書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出し、相談しなければならない。

(1) 案内図

(2) 公図

(3) 実測図

(4) 土地全部事項証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による事前相談があった場合には、速やかに現地調査等を行い、その結果を寄附希望者に通知するものとする。この場合において、寄附をするに当たって必要な条件等があるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、後退用地又は隅切り用地を寄附しようとする場合であって、第2条第1項、第3条第1項又は第4条第1項に定める要件を満

たしていることが明らかであるときは、第1項に規定する手続を省略することができる。

(寄附手続)

第6条 寄附希望者は、前条の規定により事前相談を行った後、新座市私道等寄附申込書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図
- (3) 実測図
- (4) 道路構造図
- (5) 登記原因証明情報・承諾書
- (6) 印鑑の証明書
- (7) 土地全部事項証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 寄附希望者は、前項に定めるもののほか、寄附しようとする私道等に既存埋設物がある場合は、当該埋設物の種類、位置、埋設時期等を明らかにする資料を提出しなければならない。この場合において、当該埋設物がガス管であるときは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第27条第1項第2号の規定により実施された調査の結果が分かる書類を併せて提出しなければならない。

(採納の拒否)

第7条 寄附行為により他の法令等に抵触すると思われるものについては、原則として採納しない。

(登記事務)

第8条 採納した私道等に係る登記事務は、新座市において行うものとする。ただし、抵当権等の所有権以外の権利が設定されているものについては、寄附しようとする者が、新座市と協議の上責任をもって当該権利を消滅させ、当該権利が登記してあるときは、抹消登記をするものとする。

附 則

この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年告示第98号）

この告示は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第46号）

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に存する道路の有効幅員については、なお従前の例

による。

附 則（令和元年告示第277号）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の新座市私道等寄附採納基準の規定は、この告示の施行の日以後に相談を行う寄附について適用し、同日前に相談を行った寄附については、なお従前の例による。